

恵庭市契約事務規則及び恵庭市建設工事執行規則の一部を改正する規則を次のとおり改める。

令和8年3月13日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第5号

記

恵庭市契約事務規則及び恵庭市建設工事執行規則の一部を改正する規則

(恵庭市契約事務規則の一部改正)

第1条 恵庭市契約事務規則(平成9年4月1日施行)の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第41条 (略)	第1条～第41条 (略)
(随意契約の限度額)	(随意契約の限度額)
第42条 施行令第167条の2第1項第1号に規定する随意契約によることができる額は、次の各号に掲げる区分に応じ、予定価格が当該各号に定める額以下の額とする。	第42条 施行令第167条の2第1項第1号に規定する随意契約によることができる額は、次の各号に掲げる区分に応じ、予定価格が当該各号に定める額以下の額とする。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
(5) 物件の貸付け <u>50万円</u>	(5) 物件の貸付け <u>30万円</u>
(6) (略)	(6) (略)
第42条の2～第48条 (略)	第42条の2～第48条 (略)
(契約書の作成)	(契約書の作成)
第49条 市長は、一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約により契約者を決定したときは、遅	第49条 市長は、一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約により契約者を決定したときは、遅

現行	改正案
<p>滞なく契約書</p> <p>_____を作成しなければならない。</p> <p>2 一般競争入札又は指名競争入札の落札者及び随意契約の契約者は、契約書の作成を要する契約(第 56 条の規定による仮契約を含む。)を締結する場合においては、第 28 条(第 41 条において準用する場合を含む。)の通知を受けた日から 7 日以内に市長の作成する<u>契約書</u>により、契約を締結しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 市長は、_____契約を締結したときは、当該契約書の 1 通を当該契約者に交付するものとする。</p>	<p>滞なく契約書又は契約内容を記録した電磁的記録(以下この規則において「<u>契約書等</u>」という。)を作成しなければならない。</p> <p>2 一般競争入札又は指名競争入札の落札者及び随意契約の契約者は、契約書の作成を要する契約(第 56 条の規定による仮契約を含む。)を締結する場合においては、第 28 条(第 41 条において準用する場合を含む。)の通知を受けた日から 7 日以内に市長の作成する<u>契約書等</u>により、契約を締結しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 市長は、<u>記名押印</u>をもって契約を締結したときは、当該契約書の 1 通を当該契約者に交付するものとする。</p> <p>5 <u>市長は、契約内容を記録した電磁的記録を作成するときは、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 5 項の規定による総務省令で定める措置を講ずるものとする。</u></p>
<p>第 50 条 (略)</p>	<p>第 50 条 (略)</p>
<p>(契約書作成の省略)</p>	<p>(契約書作成の省略)</p>
<p>第 51 条 第 49 条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>契約書</u>の作成を省略することができる。ただし、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成 17 年条例第 32 号)に基づく契約に関するものを除く。</p> <p>(1) <u>工事、製造その他の請負契約(委託契約を除く。)</u>で、<u>契約金額が 200 万円以下の契約を締結するとき。</u></p> <p>(2) <u>物品購入契約で、契約金額が 150 万円以下の契約を締結するとき。</u></p> <p>(3) <u>委託契約で、契約金額が 100 万円以下の契約を締結するとき。</u></p> <p>(4) <u>前 3 号に規定する契約以外の契約で、契約金額が 50 万円以下の契約を締結する</u></p>	<p>第 51 条 第 49 条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>契約書等</u>の作成を省略することができる。ただし、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成 17 年条例第 32 号)に基づく契約に関するものを除く。</p> <p>(1) <u>契約金額が第 42 条各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額を超えない契約をするとき。</u></p>

現行	改正案
<p>とき。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>
<p>(請書等の徴取)</p> <p>第 52 条 市長は、前条の規定により契約書の作成を省略する場合においては、契約の適正な履行を確保するため、契約内容を明らかにした請書その他これに準ずる書面を徴さなければならない。</p> <p>。ただし、契約金額が 10 万円以下の契約で、契約の履行が即時又は短期間に行われ、かつ、契約不履行の余地のない場合においては、この限りでない。</p>	<p>(請書等の徴取)</p> <p>第 52 条 市長は、前条の規定により契約書の作成を省略する場合においては、契約の適正な履行を確保するため、契約内容を明らかにした請書その他これに準ずる書面の徴取又はその内容を記録した電磁的記録の作成をしなければならない。ただし、契約金額が 10 万円以下の契約で、契約の履行が即時又は短期間に行われ、かつ、契約不履行の余地のない場合においては、この限りでない。</p>
<p>(契約保証金)</p> <p>第 53 条 施行令第 167 条の 16 第 1 項に規定する契約保証金の率は、契約金額につき 100 分の 10 以上とし、契約を締結する際に納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部若しくは一部を免除し、又は延納させることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 契約者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 100 条の 3 第 2 号の規定に基づき大蔵大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。</p> <p>(3)～(8) (略)</p>	<p>(契約保証金)</p> <p>第 53 条 施行令第 167 条の 16 第 1 項に規定する契約保証金の率は、契約金額につき 100 分の 10 以上とし、契約を締結する際に納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部若しくは一部を免除し、又は延納させることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 契約者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 100 条の 3 第 2 号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。</p> <p>(3)～(8) (略)</p>
<p>(仮契約)</p> <p>第 56 条 市長は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和</p>	<p>(仮契約)</p> <p>第 56 条 市長は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和</p>

現行	改正案
<p>39 年条例第 10 号)の規定により議会の議決を必要とする契約については、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨を記載した<u>契約書により</u>、仮契約を締結しなければならない。</p>	<p>39 年条例第 10 号)の規定により議会の議決を必要とする契約については、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨を記載した<u>契約書等を作成し</u>、仮契約を締結しなければならない。</p>
2 (略)	2 (略)
第 57 条～第 67 条 (略)	第 57 条～第 67 条 (略)
(検査担当区分)	(検査担当区分)
<p>第 68 条 前条第 2 項第 1 号及び第 2 号に定める検査員の検査区分は、次の各号に掲げる検査員について、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>第 68 条 前条第 2 項第 1 号及び第 2 号に定める検査員の検査区分は、次の各号に掲げる検査員について、当該各号に定めるところによる。</p>
<p>(1) 前条第 2 項第 1 号 工事、製造その他の請負契約(ただし、工事検定に係るものについては、<u>請負金額が 250 万円未満のものに限る。</u>)、委託契約その他第 80 条第 1 項に掲げる部等において行う契約</p>	<p>(1) 前条第 2 項第 1 号 工事、製造その他の請負契約(ただし、工事検定に係るものについては、<u>請負金額が 400 万円未満のものに限る。</u>)、委託契約その他第 80 条第 1 項に掲げる部等において行う契約</p>
(2) (略)	(2) (略)
(部等において行う契約)	(部等において行う契約)
<p>第 80 条 前条の規定にかかわらず、部等の所掌に係る事項に関する契約のうち、次に掲げる契約に関する事務は、事業を主管する部等において行うものとする。ただし、価格その他において調整を要すると総務部長が認める契約については、当該部長等と協議して決定する。</p>	<p>第 80 条 前条の規定にかかわらず、部等の所掌に係る事項に関する契約のうち、次に掲げる契約に関する事務は、事業を主管する部等において行うものとする。ただし、価格その他において調整を要すると総務部長が認める契約については、当該部長等と協議して決定する。</p>
<p>(1) <u>1 件の予定価格が 200 万円以下の工事、製造その他の請負契約(委託契約を除く。)、1 件の予定価格が 100 万円以下の委託契約、1 件の予定価格が 50 万円以下の販売を目的とする物品又は不用品の売却契約、1 件の予定価格が 150 万円以下の物品の購入契約、1 件の予定価格が 80 万円以下の物件の借入契約その他の契約</u></p>	<p>(1) <u>契約金額が第 42 条各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額を超えない契約</u></p>
(2)～(10) (略)	(2)～(10) (略)

現行	改正案
2 (略)	2 (略)
第 81 条～第 86 条 (略)	第 81 条～第 86 条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(恵庭市建設工事執行規則の一部改正)

第 2 条 恵庭市建設工事執行規則（昭和 4 5 年 6 月 1 日施行）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条～第 6 条 (略)	第 1 条～第 6 条 (略)
(契約の締結)	(契約の締結)
第 7 条 建設工事担当者は、落札の通知をした請負人又は随意契約の中込みを承諾した請負人との間に、 <u>契約書</u> を作成し、契約を締結しなければならない。ただし、恵庭市契約事務規則(平成 9 年規則第 10 号。以下「契約規則」という。)第 51 条の規定の適用を妨げるものではない。	第 7 条 建設工事担当者は、落札の通知をした請負人又は随意契約の申込みを承諾した請負人との間に、 <u>契約書又は契約内容を記録した電磁的記録</u> を作成し、契約を締結しなければならない。ただし、恵庭市契約事務規則(平成 9 年規則第 10 号。以下「契約規則」という。)第 51 条の規定の適用を妨げるものではない。
第 8 条～第 18 条 (略)	第 8 条～第 18 条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の恵庭市契約事務規則第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定は令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 3 この規則による改正後の恵庭市契約事務規則及び恵庭市建設工事執行規則は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前までに締結した契約については、なお従前の例による。

